



### 今の特集

1. 年度更新の申告・納付時期について
2. 年金受給の資格期間の変更について
3. 無期転換ルールについて

### 1. 労働保険の年度更新申告・納付が開始されます！

今年も労働保険の年度更新の時期がやって参りました。ここで年度更新について、納付期限及び、今年度の変更点について再確認しましょう。

#### 【労働保険の年度更新とは？】

労働保険の年度更新とは、労働保険料（労災保険料・雇用保険料）の新年度概算保険料を納付するための申告・納付と、前年度保険料を精算するための確定保険料の申告・納付の手続きのことをいいます。

労働保険の保険料は、昨年4月1日から今年3月31日までの1年間（「保険年度」）を単位とし、その間すべての労働者（雇用保険については、被保険者）に支払われる賃金の総額にその事業の種類ごとに定められた保険料率を乗じて算定いたします。

申告期間は、平成29年6月1日から平成29年7月10日です。

#### 【平成29年度の保険料納付期限は？】

納付方法	全期・第1期	第2期	第3期
振込	7/10	10/31	1/31
口座振替	9/6	11/14	2/14

※労働保険料および一般拠出金の納付には、口座振替が利用できます。

#### 【平成29年度変更点は？】

##### ① 雇用保険料率の引き下げ

「雇用保険料率」が、下表のとおり改定され、被保険者負担・事業主負担ともに1/1,000ずつ料率が引き下げられました。

事業別	平成28年度	平成29年度
一般	11/1,000	9/1,000
農林水産等	13/1,000	11/1,000
建築	14/1,000	12/1,000

##### ② 高年齢被保険者の拡大

雇用保険制度の改正により、平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用対象となり、雇用保険被保険者に含めなければなりません。

ただし、雇用保険料の徴収は平成31年度までは免除となりますので、年度更新の集計では、免除対象高年齢労働者として取り扱う必要があります。

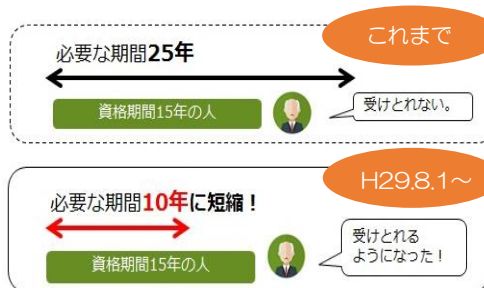


### 2. 年金受給資格期間が25年から10年に短縮されます！

これまでは、老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間（国民年金の保険料納付済期間や厚生年金保険、共済組合等の加入期間を含む）と国民年金の保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要でした。

平成29年8月1日からは、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになります。

これにより、64万人が新たに受給資格を得ることになる見通しです！



### 3. 無期転換ルールの対応はお済ですか！

労働契約法の無期転換ルールに基づく無期転換申込みが、平成30年4月から本格的に行われます。

厚生労働省は、無期転換制度や「多様な正社員」制度の導入の参考となる『モデル就業規則』を作成しています。「小売業」、「飲食業」、「製造業」、「金融業」の4業種分のモデル就業規則が作成され、これらのモデル就業規則が、「有期契約労働者の無期転換ポータルサイト（厚生労働省）」において公表されています。

詳しくは、こちらをご覧ください。  
 <有期契約労働者の無期転換ポータルサイト／導入支援策>

<http://muki.mhlw.go.jp/policy/>

無期転換ルールの対象従業員がいる場合には、就業規則や賃金規程、雇用契約書の見直しなど、あらかじめ準備しておくべきことが数多くあります。早めに準備を進めて、来たる平成30年4月に備えておきましょう。改定等でお困りの際は是非お気軽にご相談ください。

## STOP！熱中症

～職場における熱中症死亡ゼロを目指して～

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を展開しています。各事業所でも、熱中症予防に取り組みましょう！



【発行元】

SATO 社会保険労務士法人 福岡オフィス  
 〒812-0016  
 福岡県福岡市博多区博多駅南 1-8-31  
 九州ビル 6F  
 TEL：092-292-8954